

(趣旨)

第1条 西郷村は、福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、西郷村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う西郷村移住・定住支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から西郷村に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(要件)

第3条 次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては、第6号の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人業主として東京23区に通勤していたこと。

(ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(イ) 西郷村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は、反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他福島県及び西郷村が移住支援金の対象として不適切と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト、又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。

(ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

福島県が地方創生推進交付金を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる ア のいずれかを満たす者で、かつ、移住後に イ のいずれかを満たす者

ア 関係人口の対象範囲

- (ア) 西郷村又は西郷村の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントにおいて、西郷村に関する相談手続を行った者
- (イ) 西郷村が運営する会員制の団体(ファンクラブ)等に登録している者
- (ウ) 西郷村で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者
- (エ) 多拠点で生活しており、西郷村を拠点の一つとしている者
- (オ) 親族が本村に居住している者
- (カ) 本村にふるさと納税をしたことがある者

イ 就業の要件

- (1) 県内企業等に就業し、かつ、下記(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。
 - (ア) 週20時間以上の無期雇用契約であること。
 - (イ) 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (2) 県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
- (3) 県内で農林水産業に就業していること。なお、将来的な就業のための研修等を含む。
- (4) 家業へ就業する者(ただし、就業先は県内に限る。)
- (5) 本村内で地域づくり活動や地域活性化の活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(5) 起業に関する要件

福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年7月1日以降に西郷村に転入したこと。
- エ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付申請を希望する者は、次の区分に応じて掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 移住支援金交付申請

申請者は、就業者(前条第1号及び第2号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。))にあっては、移住支援金の対象法人に就業した者であって、かつ、西郷村への転入後1年以内に、テレワーク実施者(同条第1号及び第3号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。))及び関係人口(同条第1号及び第4号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。))にあっては西郷村への転入後1年以内に、起業者(同条第1号及び第5号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。))にあっては、起業支援金の交付決定日から1年以内であって、かつ、西郷村への転入後1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」(第1号様式)に加え、2人以上の世帯の場合にあっては前条第6号の要件に該当することを証する次の書類を添えて、村長に提出すること。

ア 交付申請時に必要となる書類

- (ア) 移住支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式) (転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類)
- (イ) 身分証明書(提示により本人確認ができる書類)
- (ウ) 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- (エ) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)を確認できるものに限る。)
- イ 東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区への通勤者のみ必要となる書類
 - (ア) 東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- ウ 東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者のみ必要となる書類
 - (ア) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
 - (イ) 個人事業等の納税証明書等(移住元での在勤期間を確認できる書類)
- エ 東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類。
 - (ア) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
 - (イ) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類。)
- オ 就業の場合(前条第2号、前条第3号)の申請者のみ必要となる書類
 - (ア) 就業証明書(移住支援金の申請用)(第2号様式) (雇用形態、応募日等を確認できる書類)
- カ 起業者の場合のみ必要となる書類
 - (ア) 企業支援金の交付決定通知書
- キ 世帯向けの住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
 - (ア) 移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(交付決定の通知)

第5条 村長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、第4(2)の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書」(第3号様式) (以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。

審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「移住支援金交付申請却下通知書」(第4号様式)により、申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」の提出があった日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「移住支援金交付決定通知書再交付願」(第5号様式) (以下「再交付願」という。)を村長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 村長は、第7に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書(再交付)」(第6号様式)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 福島県及び西郷村は、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、西郷村移住・定住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び西郷村が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合
- イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した西郷村から転出した場合
- ウ 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 企業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

- ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した西郷村から転出した場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と西郷村が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年2月10日告示第18号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした転入については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月25日告示第187号)

この告示は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則(令和3年4月21日告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月22日告示第34号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月4日告示第153号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第76号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式(省略)